

沿岸広域振興局長告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年6月28日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
幹線街路 3・5・14号西和野山苗代線	925.656	14.00	平成28年6月8日
区画街路 T4区6-1	197.910	6.00	〃
区画街路 T4区6-2	367.308	6.00	〃
区画街路 T4区6-3	80.134	6.00	〃
区画街路 T5区4-1	164.976	4.00	〃
区画街路 T5区12-1	113.087	12.00	〃
区画街路 T5区8-2	61.130	8.00	〃
区画街路 T5区6-1	250.341	6.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。